

別表第 1 （第 4 条、第 9 条関係）

経費区分	補助対象事業	内容	補助対象経費	補助率
1 企業ハズオン支援事業	（１）窓口相談・企業訪問事業	相談対応や企業訪問によって、支援企業の掘り起こしや経営全般に対する助言、情報提供等を行う事業	旅費、会議費、使用料及び賃借料、謝金、消耗品費、印刷製本費、手数料、保険料、通信運搬費	定額
	（２）国・支援機関等連携促進事業	事業を効率的かつ効果的に実施するための国、中小企業支援機関等との支援体制の相互補完のための会議及び交流会の開催及び出席並びに都道府県等中小企業支援センターの支援体制の実態を把握するための調査を行う事業	旅費、使用料及び賃借料、食糧費、消耗品費、印刷製本費、手数料、報償費、会議費、謝金、通信運搬費	
	（３）支援人材育成事業	支援担当職員がより効果的な支援を実施するため、独立行政法人中小企業基盤整備機構等が行う養成研修や公開講座等への派遣、センターでの研修の開催及び民間等が実施する講習会、研修等を受講するための事業	旅費、謝金、使用料及び賃借料、負担金、消耗品費、印刷製本費、手数料、会議費、委託料、通信運搬費	
	（４）顧問弁護士等設置事業	日常の取引等で生じた紛争について、弁護士等及び苦情紛争処理委員会において問題の処理を行う事業	手数料、謝金、会議費、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費	
	（５）情報発信事業	センターの支援情報又は中小企業者等が必要とする情報を情報誌等にまとめ、提供する事業	印刷製本費、委託料、消耗品費、手数料、広告料、会議費、使用料及び賃借料、謝金、通信運搬費	
	（６）新事業創出支援事業	産学官連携による研究開発の推進、実用化等を支援する事業、創造的中小企業創出支援事業及びベンチャー企業総合支援事業の実施企業に対するフォローアップを行う事業	旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、食糧費、手数料、使用料及び賃借料、謝金、報償費、会議費	
	（７）セミナー等開催事業	中小企業者等の経営革新等、経営の改善を支援するためにセミナー等を開催する事業	謝金、旅費、会議費、通信運搬費、食糧費、使用料及び賃借料、消耗品費、手数料、広告料、印刷製本費、報償費、委託料	
2 コーディネーター活動事業	（１）県外コーディネーター設置事業	県外外商コーディネーターを配置し、県内中小企業者等の県外への販路開拓等の支援を行う事業	賃金、社会保険料（健康保険料、年金保険料、子ども・子育て手当拠出金、労災保険料、雇用保険料、一般拠出金）、福利厚生費（任意労働保険、健康診断料、福利厚生）、旅費、消耗品費、燃料費、食糧費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、負担金、保険料、手数料、委託料、光熱水費、報償費、謝金、広告料、公租公課、備品購入費、修繕費	
	（２）県内コーディネーター設置事業	県内コーディネーターの配置やコンサルタントの導入等により、県内中小企業者等の事業戦略の策定・実行、新製品の開発から国内外の販路開拓、生産の効率化など状況に応じた支援を行う事業	賃金、社会保険料（健康保険料、年金保険料、子ども・子育て手当拠出金、労災保険料、雇用保険料、一般拠出金）、福利厚生費（任意労働保険、健康診断料、福利厚生）、住宅手当、旅費、消耗品費、食糧費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、負担金、手数料、委託料、会議費、謝金、公租公課、報償費、広告料	
3 技術の外商事業	技術の外商事業	県内中小企業者等を対象とした取引受注商談会の開催や個別取引あっせん等により、技術の外商の拡大を支援する事業	旅費、通信運搬費、食糧費、会議費、消耗品費、保険料、印刷製本費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、負担金、報償費、謝金、広告料、公租公課	
4 専門家派遣支援事業	専門家派遣支援事業	県内中小企業者等の製品の企画段階から生産、販路開拓、事業戦略の策定・実行など、それぞれの段階で直面する課題に対し、状況に応じて専門家派遣による支援を行う事業	謝金、旅費、使用料及び賃借料、消耗品費、通信運搬費、保険料、手数料、印刷製本費、会議費、広告料、委託料、公租公課	
5 事業戦略セミナー開催事業	事業戦略セミナー開催事業	県内中小企業者等の事業戦略策定の推進や個別課題を解決するためのセミナーの開催を行う事業	謝金、旅費、使用料及び賃借料、消耗品費、手数料、印刷製本費、通信運搬費、食糧費、会議費、報償費、広告料、委託料、公租公課	
6 海外展開支援事業	海外展開支援事業	海外支援コーディネーターの配置や県内中小企業者等の海外見本市出展支援、同行訪問、海外企業担当者の招聘、サポートデスク（県内及び海外）の運営などにより、県内製品及び技術の海外への販路開拓・拡大を図る事業	謝金、旅費、使用料及び賃借料、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、委託料、食糧費、手数料、負担金及び補助金、翻訳料、報償費、会議費、広告料、公租公課、賃金、社会保険料（健康保険料、年金保険料、子ども・子育て手当拠出金、労災保険料、雇用保険料、一般拠出金）、福利厚生費（任意労働保険、健康診断料、福利厚生）、住宅手当	
7 維持管理事業	（１）支援体制人材設置事業	中小企業の振興及び経営の安定化に寄与するために実施する事業に従事するプロパー職員等の設置を行う事業	補助対象とするプロパー職員、専任職員、会計年度任用職員及び再任用職員の給料、賃金、扶養手当、住宅手当、超過勤務手当、通勤手当、地域手当、単身赴任手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、社会保険料（健康保険料、年金保険料、子ども・子育て手当拠出金、労災保険料、雇用保険料、一般拠出金）、福利厚生費（任意労働保険、健康診断料、福利厚生）、退職給与引当金、負担金	
	（２）管理運営費	補助事業の実施に必要な共通経費（パソコン、コピー機、印刷機、ファクシミリ、電話の各種維持費、光熱水費、事務費等）	謝金、消耗品費、印刷製本費、修繕費、光熱水費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、手数料、保険料、旅費、備品購入費、広告料、公租公課、会議費	
	（３）公用車維持費	補助事業の実施に必要な公用車の維持管理費	燃料費、保険料、修繕費、使用料及び賃借料、公租公課、手数料、消耗品費、委託料、通信運搬費、備品購入費	
	（４）採用試験費	プロパー職員の採用経費	謝金、旅費、印刷製本費、広告料、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、会議費、消耗品費、公租公課	